

## ニセコ町勤労者福利厚生資金融資規則

令和2年8月7日  
ニセコ町規則第34号

### (目的)

第1条 この規則は、ニセコ町に在住している勤労者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下「勤労者」という。）の福利厚生資金として生活資金又は教育資金の融資を行い、勤労者の生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

### (資金の預託)

第2条 町は、本規則における融資の運用資金として一定の金額を町が指定する金融機関に預託するものとする。

2 前項の金融機関は、北海道労働金庫倶知安支店（以下「取扱金融機関」という。）とする。

3 町は、本融資事業を進めるにあたり、前項の取扱金融機関と毎年度ニセコ町勤労者福利厚生資金預託金契約を結ばなければならない。なお、本契約を結ぶにあたり、町と取扱金融機関との協議により、毎年度の契約を自動更新することができるものとする。

### (融資枠の設定)

第3条 取扱金融機関は、前条の預託金を基礎とし、取扱金融機関の自己資金をこれに加え、常時その倍額以上の融資枠を設定し、適正に融資を行うものとする。

### (融資の保証)

第4条 本規則における融資については、北海道勤労者信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証付とする。ただし、保証料は融資を受ける者が負担するものとする。

### (協力)

第5条 取扱金融機関及び基金協会は、町と緊密なる連携を保ち中小企業振興対策に協力するものとする。

### (融資の区分)

第6条 取扱金融機関は、その他の融資と明確に区分して処理するものとする。

### (融資の条件)

第7条 この融資は、勤労者の生活資金又は教育資金の用途に使用することが明らかなものに対して実施するものとする。

### (融資の対象者)

第8条 融資の対象者は、第1条に定める勤労者で、かつ、ニセコ町に住民登録している者とする。

2 前項の対象者のうち、次の各号に該当するときは対象としない。

- (1) 町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がある者
- (2) 金融機関から取引を停止されている者
- (3) 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している者
- (4) 返済能力がないと認められる者
- (5) 基金協会が代位弁済している者及びその保証人となっている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員又は構成員と関わりがある者
- (7) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っている団体等に所属している者又はその者と関わりがある者

(貸付条件)

第9条 貸付金の種類は、生活資金又は教育資金とする。また、その両方の資金を借り受けることができる。

2 貸付金の融資下限額及び限度額は、勤労者1人につき次の各号のとおりとする。

(1) 北海道労働金庫加入勤労者 10万円以上150万円以内

(2) 北海道労働金庫未加入勤労者 10万円以上100万円以内

3 貸付期間は、60か月（5年）以内とする。

4 担保は、免除とする。

5 保証人は、取扱金融機関の規定に準じるものとする。

6 融資金利は、町と取扱金融機関が相互に協議のうえ定めるものとする。

7 融資の対象者が貸付金の返済を遅延し債務を履行しなかった場合は、当該融資の対象者は取扱金融機関が定める損害金を取扱金融機関に支払わなければならない。

8 融資の対象者は、生活資金又は教育資金の用途以外に利用することができない。

(融資手続)

第10条 融資を受けようとする者は、直接取扱金融機関に申し込むものとする。

(管理回収)

第11条 この資金の融資及び回収については、取扱金融機関の責任において行うものとする。

(融資状況の報告)

第12条 取扱金融機関は、毎月20日までに前月末現在の融資及び返還状況その他必要な事項を町長へ報告するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(令和3年3月31日までの特別措置)

2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内の勤労者の生活又は教育に要する資金繰りが厳しい状況を鑑み、令和2年8月20日から令和3年3月31日までの間に限り、第9条第2項に定める融資下限額及び限度額は、次の各号のとおりとする。

(1) 北海道労働金庫加入勤労者 10万円以上300万円以内

(2) 北海道労働金庫未加入勤労者 10万円以上200万円以内

3 前項の融資を行うときは、町と取扱金融機関の間で新たな契約を結ぶものとする。

4 附則第2項により融資を受ける者は、保証金及び利子の助成を受けることができる。ただし、保証金及び利子の助成を受けようとするとき、ニセコ町から転出したときはこの限りでない。

5 保証料及び利子の助成対象期間は、資金の返済が始まる月から起算して60か月（5年）までとする。

6 融資を受ける者は、保証料及び利子の助成を受けようとするときは、町長に毎年度3月までに返済した当該融資に係る保証料及び利子の助成に係る申請を行うものとする。

7 保証料及び利子の助成を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) ニセコ町勤労者福利厚生資金融資における保証料及び利子助成交付申請書（様式第1号）

(2) ニセコ町勤労者福利厚生資金融資における借入金返済状況確認書（様式第2号）

(3) 前号の様式第2号の内容を証明できる書類

(4) その他町長が必要とする書類

8 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査した結果、助成することが適当と認めるときは、交付決定に係る指令書をもって申請者に通知するものとする。

9 助成金の交付の決定を受けた者は、ニセコ町勤労者福利厚生資金保証料及び利子助成交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

10 町長は、助成金を交付した後、申請の偽り、その他不正の手段により申請者が助成金を受けたことが判明した場合は、当該助成金の決定を取消し、当該申請者に助成金の返還を求めることができる。第8条第2項の規定に抵触していた場合も同様とする。

11 保証料及び利子の助成に関して必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（附則第7項関係）

ニセコ町勤労者福利厚生資金融資における保証料及び利子助成交付申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

住所  
申請者  
氏名 印

ニセコ町勤労者福利厚生資金融資規則により、助成金及び利子の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額	金	円
内訳：保証料		円
利子		円

様式第2号（附則第7項関係）

ニセコ町勤労者福利厚生資金融資における借入金返済状況確認書

借入金の用途	生活資金	・	教育資金	
借入金額	金			円
借入年月日		年	月	日
借入期間		年	月	日
			～	年 月 日
現在の借入残高	金			円
完済年月日		年	月	日
			・	未完済
当年度の返済に対する保証料の額		金		円
当年度の返済に対する利子の額		金		円

ニセコ町勤労者福利厚生資金融資規則による借入金の返済状況について、上記の内容を確認できる資料を添付して提出します。

住所  
申請者  
氏名

印

様式第3号（附則第9項関係）

ニセコ町勤労者福利厚生資金保証料及び利子助成交付請求書

年 月 日

ニセコ町長 様

住 所

氏 名

⑨

ニセコ町勤労者福利厚生資金保証料及び利子助成金を下記金額のとおり請求します。

1 請求金額  一 金 \_\_\_\_\_ 円也

2 振込先金融機関・口座番号

金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

口座番号 普通・当座 \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_